

郡山柳町商店街協同組合代表理事

伊藤聡夫さま

大和郡山市柳4丁目46番地「K COFFEE」店舗前に設置されている「金魚電話ボックス」は、わたくし山本伸樹作品「メッセージ」と酷似しており著作権侵害に当たります。設置以来、著作権侵害状態が続いています。「金魚電話ボックス」が奈良県に最初に設置されたのは2013年の芸術祭「HANARART」。山本伸樹はHANARART実行委員会に著作権を主張して抗議し撤去を要求しましたが聞き入れられず、山本伸樹の著作権が認められないまま「金魚電話ボックス」はHANARART終了と共に撤去されました。この材料を再利用して2014年2月にK COFFEE前に再設置されたのが現在の「金魚電話ボックス」です。設置者は森和也氏と小山豊氏でした。山本は設置当初から小山豊氏に著作権侵害である旨を伝え山本の著作物であることを認めるよう要求してきましたが、回答が得られないままでした。2017年2月山本伸樹が寮美千子を代理人に立ててあらためて著作権侵害であることを郡山柳町商店街協同組合（以下「商店街」とする）の伊藤聡夫理事長に伝えました。同時に、「金魚電話ボックス」に山本の著作権を

認め、中の電話機を「メッセージ」と同じ緑の電話機に付け替えることを条件に撤去を要求せず「金魚電話ボックス」を存続させることに協力する旨を提案しました。伊藤氏は著作権も所有者も不明瞭な状態を解消するために前向きな検討をすると約束。2017年6月1日、山本伸樹は「金魚電話ボックス」設置現地を訪れ、伊藤聡夫氏と森和也氏と小山豊氏の3名と話し合いを持ちました。この時点では「金魚電話ボックス」の所有者が明らかではありませんでした。話し合いの結果「著作権問題の発展的解消」として、前記3名（伊藤氏・森氏・小山氏）は「金魚電話ボックス」の著作権が山本伸樹にあることを認め、森氏と小山氏が今後とも維持管理を行なうことで「金魚の電話ボックス」を存続させることに同意、伊藤氏は理事会の議題とすることを約束しました。また、作品の発案者が山本伸樹であることを示す説明板の設置にも同意、8月21日に仮の説明板を設置しました。その後、商店街の理事会で「金魚電話ボックス」に関する話し合いが重ねられ「金魚電話ボックス」の責任者は柳町商店街とすることに決定しましたが、山本の著作権は認められず、また緑の電話機への付け替えも拒否されました。そこで、山本側は11月29日大

和郡山市長と副市長に面会をして資料を提出し経緯を説明、副市長は両者の協定案を作成し、双方の言い分を聞いて和解を目指すことを約束しました。12月13日大和郡山市役所から「協定案」が送付されてきましたが山本の著作権を認める内容ではありませんでした。そこでこれを認めてもらうよう山本側の主張を盛り込んだ改訂案を作りました。ご検討の上、同意できるか否かを2018年1月15日までにご回答ください。

【金魚の電話ボックス設置に関する協定書】

郡山柳町商店街協同組合（以下「甲」という。）と、山本伸樹（以下「乙」という。）は、金魚電話ボックスの設置に関して次のとおり協定書を締結する。

第1条 甲は、金魚電話ボックスを大和郡山市柳4丁目46番地「K COFFEE」店舗前（別紙図面に示した場所）に設置する。

第2条 第1条に記載した金魚電話ボックス（以下「金魚電話ボックス」という。）を設置した土地の所有者への土地使用許可は、甲が申請を行い、許可を得る。

第3条 「金魚電話ボックス」には、乙の制作した緑の電話機（以下「緑の電話機」という。）を常設設置する。甲は、季節やイベン

トなどにおいて、乙との合意の上、期間を限定して他のものを配置することができる。

第4条 「緑の電話機」の制作及び「金魚電話ボックス」への設置作業にあたり、乙は甲に対し、費用の負担を求めない。

第5条 甲は「金魚電話ボックス」の著作権が乙にあることを確認する。

第6条 乙は、大和郡山市柳4丁目46番地「K COFFEE」店舗前に設置された「金魚電話ボックス」に限り、甲に対して著作権者使用料を請求しない。また、過去の著作権侵害の慰謝料も請求しない。

第6条 「金魚電話ボックス」のメンテナンスと安全管理は、甲が責任を持って行なう。甲は乙に対し、その費用の負担を求めない。

第7条 「金魚電話ボックス」の維持が困難になった場合、甲は乙に通知した後に、「金魚電話ボックス」を撤去することができる。

第8条 甲が上記事項に違反した場合、乙は甲に「金魚電話ボックス」の撤去を申し入れ、甲はすみやかに「金魚電話ボックス」を撤去しなければならない。

第9条 「金魚電話ボックス」に、別紙2の文言の説明板を恒久的に設置する。

第10条 甲及び乙は、「金魚電話ボックス」の存在を全国及び世界に告知し、作品の本来のテーマである環境問題と大和郡山の金魚の価値を広く世界に知らしめるよう努力する。

第11条 この協定書に定めてない事項及び、この協定書に疑義が生じたときは甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

甲 大和郡山市柳5丁目1

郡山柳町商店街協同組合

代表理事 伊藤聡夫

乙 福島県いわき市

山本伸樹

(別紙2)

金魚電話ボックス「メッセージ」

金魚電話ボックスは、福島県在住の現代美術作家・山本伸樹が、「遠い地を流れる水の言葉に耳を傾け、美しい水と環境を守ろう」という願いのもとに、1998年、東京の美術展において「メッセージ」と題して世界で

初めて発表しました。以来、山本は、各地の美術展でこの作品の展示を行なってきました。

柳町商店街協同組合は、水と金魚の町・大和郡山にふさわしい現代美術作品「メッセージ」を「金魚電話ボックス」として、ここに常設しています。

山本伸樹

1956年 福島県いわき市生まれ

1982年 東京藝術大学美術学部絵画科油画専攻卒業

1984年 東京藝術大学大学院美術研究科壁画研究室修了

現代美術作家として、日本をはじめ世界の美術展で活躍中

受取人大和郡山市柳町5丁目1

郡山柳町商店街協同組合

代表理事 伊藤聡夫 殿

差出人 福島県いわき市

山本伸樹

郵便認証司

29.12.28

この郵便物は平成 29年 12月 28日
第 00064 号書留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

山本
1字削除

29.12.28
12-10

29.12.28
12-10